

日高町集中改革プラン

平成 17 年度 ~ 平成 21 年度

日 高 町

平成 18 年 12 月

日高町集中改革プラン目次

日高町のこれまでの行財政改革の取組み.....	3
日高町集中改革プランの概要.....	3
1.集中改革プランとは.....	3
2.集中改革プランの取組み.....	3
改革項目.....	4
1.定員管理の適正化.....	4
(1)平成11年4月1日～平成16年4月1日までの純減実績.....	4
(2)平成17年4月1日～平成22年4月1日までの定員管理の数値目標.....	4
2.給与等の適正化.....	5
(1)給与制度等の見直し.....	5
3.定員・給与等の状況の公表.....	5
4.民間委託等の推進.....	5
(1)各種委託業務の現状.....	5
(2)公の施設についての取組状況.....	6
(3)指定管理者制度の導入検討.....	7
(4)福祉施設・医療施設民営化の検討.....	8
(5)児童福祉施設の統廃合.....	9
(6)行政の一般事務事業の委託についての取組目標.....	9
5.事務事業等の見直し(再編整理、廃止、統合等).....	10
(1)これまでの成果.....	10
(2)見直しの基本的な考え方.....	11
(3)平成17年度～21年度までの取組み.....	11
6.行財政改革(財政健全化)の取組み.....	12
(1)これまでの行財政改革の実績.....	12
(2)今後の行財政改革の取組み.....	12
7.地方公営企業関係.....	13
8.第3セクター・関与団体等の見直し.....	14
.集中改革プランの推進体制.....	14
1.推進体制.....	14
2.進捗状況の公表.....	14

日高町のこれまでの行財政改革の取組み

本町の行政改革は、旧門別町においては、昭和 60 年度からの第 1 次を始めとして平成 8 年から第 2 次、平成 14 年度から職員提案制度による行政改革に取り組んできており、さらに平成 16 年には平成 17 年度を初年度とする第 3 次の行政改革に着手し、多様化する行財政需要に即応しながら、最小の経費で最大の効果を上げるべく、行政運営の簡素・効率化に努めてきました。また、旧日高町においては、平成 12 年に行政改革の推進に関する報告書をまとめ、平成 13 年には「日高町行政改革推進計画」を策定し、管理運営事項と事務事業の 2 部門に分けて行財政改革を進めてきました。

こうしたなか、国と地方の財政悪化を背景に、平成 15 年度から国の強い指導の下、「平成の大合併」が全国で進められましたが、近隣の多くの市町村が徹底した行政改革に自治体として生き残りかける中、旧日高町と旧門別町は平成 16 年 11 月、「究極の行政改革」とも言われる市町村合併の道を選択し、平成 18 年 3 月 1 日の合併期日を目指し、合併協議会を中心として短期間のうちに様々な分野において事務事業の統一化を進めるとともに、併せて事務の合理化を図ってまいりました。

しかしながら、国の三位一体改革や税収等の歳入の落込みにより、合併後においても抜本的な改革の先送りが許されない財政危機に直面していることに変わりはないことから、さらに一層の財政構造の健全化、弾力化を図り、収支均衡を保った財政運営を目指すこととし、平成 16 年度に旧町それぞれが策定し実施してきた行政改革推進計画を「日高町行財政改革プログラム(平成 17 年度～21 年度)」として再編し、行財政改革の取組みを強めています。

日高町集中改革プランの概要

1. 集中改革プランとは

平成 17 年 3 月に、総務省から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」(以下「新地方行革指針」という。)の通知がありました。

この内容は、地方の行政改革を集中的に実施するために、重点改革項目及びそれに基づく平成 17 年度から 21 年度までの具体的な取組みを明示した計画を各自治体が策定し、住民にわかりやすい形で公表することというものであり、この計画を集中改革プランと称しています。

日高町としては、前述の「日高町行財政改革プログラム」をもとに、これまでも行政改革に取り組んできたところではありますが、国からの要請があることから、同プログラムに、平成 17 年度中に行なわれた合併協議での合意事項並びに「新町まちづくり計画」に記載された事項を加え、「日高町集中改革プラン」として取りまとめ、このたび公表しようとするものであります。

なお、集中改革プランの計画期間は、すでに実施してきた平成 17 年度からの取組みを含め、平成 21 年度までの 5 年間とします。

2. 集中改革プランの取組み

集中改革プランは、「日高町行財政改革プログラム」で掲げた取組項目を基本に取りまとめたものでありますが、国の新地方行革指針で示された項目については下記のとおり改革項目として取り組んでいきます。

定員管理の適正化

給与等の適正化

定員・給与等の状況の公表

民間委託等の推進

事務事業等の見直し(再編整理、廃止、統合等)

行財政改革(財政健全化)の取組み

地方公営企業関係

第3セクター・関与団体等の見直し

なお、社会経済状況の変化や本町の行財政に関する新たな計画が策定された場合は、集中改革プランについても見直していきたいと考えています。

・改革項目

1. 定員管理の適正化

(1) 平成11年4月1日～平成16年4月1日までの純減実績

5年間の純減実績は、20人、5.1%となっております。

(毎年度4月1日現在)(人)

	11	12	13	14	15	16	計
退職者数		12	13	13	20	17	
採用者数		13	11	12	11	8	
増減数		1	2	1	9	9	20
職員数	391	392	390	389	380	371	(5.1%)

採用者は、前年の4月2日からその年の4月1日までの採用者数を、退職者は前年度分(前年の4月1日からその年の3月31日までの退職者数)を掲げています。

職員数は、普通会計職員及び普通会計以外の職員を含む全職員数です。

(2) 平成17年4月1日～平成22年4月1日までの定員管理の数値目標

数値の基本的な考え方

合併前より旧町で職員数の削減に取り組んでおり、今後もまちづくり計画に添った適正な定員管理に努めていきます。

数値目標の設定

新町まちづくり計画における財政計画により、平成18～平成27年度は定年退職者の補充率を2割、平成28年度以降は補充率を3割としています。平成17年4月1日現在の職員数367人を平成22年4月1日までに19人(5.2%)の純減を目標として348人とします。なお、「新町まちづくり計画」における財政計画では、合併後の10年間で約24%の職員数削減を目標としています。

(毎年度4月1日現在)(人)

	17	18	19	20	21	22	計
退職者数	(13)	18	8	2	10	2	40
採用者数	(9)	6	0	6	1	8	21
増減数	(4)	12	8	4	9	6	19
職員数	367	355	347	351	342	348	(5.2%)

採用者は、前年の4月2日からその年の4月1日までの採用者数を、退職者は前年度分（前年の4月1日からその年の3月31日までの退職者数）を掲げています。

職員数は、普通会計職員及び普通会計以外の職員を含む全職員数です。

2. 給与等の適正化

(1) 給与制度の見直し

これまでの主な取り組み

(旧日高町分)

- ア 退職時特別昇給制度の廃止（平成17年度）
- イ 55歳を超える職員の定期昇給の廃止（平成17年度）
- ウ 管理職手当の引き下げ（平成14年度～）
- エ 時間外勤務手当上限設定（平成14年度～）
- オ 期末勤勉手当の削減（平成16年度～）
- カ 町外旅費日当等の削減（平成17年度）
- キ 職員福利厚生（親睦会）補助金廃止（平成16年度）
- ク 職員永年勤続表彰記念品の廃止（平成17年度）

(旧門別町分)

- ア 退職時特別昇給制度の廃止（平成16年度）
- イ 55歳を超える職員の定期昇給の廃止（平成17年度）
- ウ 管理職手当の引き下げ（平成16年度～）
- エ 特殊勤務手当の見直し（平成17年度～）
- オ 時間外勤務手当の見直し（平成17年度～）
- カ 期末勤勉手当の削減（平成17年度～）
- キ 町外旅費の日当、宿泊費引き下げ。町内旅費の廃止（平成17年度～）

今後の主な取り組み

- ア 新しい給与制度（給料表）の導入（平成19年度）
- イ 特殊勤務手当全般の見直し検討
- ウ その他

合併時に今後の定員管理につき長期計画を定めたところであるが、組織の縮小や事務の簡素化・集約化のために合併後の組織機構を適宜見直していくので、それに伴い弾力的に職員の適正配置と定員の適正管理に努める。

3. 定員・給与等の状況の公表

定員・給与等の状況については、平成18年度から日高町ホームページ上に毎年公表します。

4. 民間委託等の推進

(1) 各種委託業務の現状

すでに民間、一部事務組合、社会福祉法人に業務委託している業務

…一般ごみ収集、水道メーター検針、在宅配食サービス、道路維持補修・清掃等

業務の一部を民間委託している業務

…情報処理・庁内情報システム維持

職員が兼務で対応する業務

…案内、受付、電話交換、公用車運転、本庁舎清掃、本庁舎夜間警備

当面は職員で対応していく業務

…総務関係事務（給与、旅費、福利厚生等）

【今後の方向性】

すでに旧町の取組の中で、民間への業務委託が可能で、効率的なものは実施していますが、引き続き拡大していく方向で検討します。更に委託の集約化や統一単価の設定、委託期間の複数年度化等で経費削減に努めるとともに、職員で対応が可能な業務は委託を廃止することも検討します。

（２）公の施設についての取組目標

各種施設管理の現状

	指定管理者制度導入済	業務委託	全部直営	計
レクリエーション・スポーツ施設	3	20	1	24
産業振興施設		7		7
基盤施設				
文教施設		1	4	5
医療・社会・福祉施設	3	10	18	31
その他施設		49		49
計	6	87	23	116

ア 職員を配置し、直営で管理している施設

レクリエーション・スポーツ施設	日高総合体育館
文教施設	図書館郷土資料館（日高、門別地区）、日高山脈館
社会施設	日高町民センター、門別総合町民センター、
医療・福祉施設	国民健康保険病院（日高、門別）、保育所（日高、二葉、わかば、すずらん）、学校給食センター、生活支援ハウス門別やすらぎ荘、在宅介護支援センター（日高、門別）、養護老人ホーム門別長生園、特別養護老人ホーム門別得陽園、介護老人保健施設門別愛生苑、

イ 嘱託職員を配置し、直営で運営している施設

文教施設	門別公民館
レクリエーション・スポーツ施設	日高水泳プール
医療・福祉施設	とみかわ児童館、老人福祉寮日高くるみ荘

ウ 現在管理委託している施設

レクリエーション・スポーツ施設	千栄体育館、富川青少年会館、沙流川パークゴルフ場
産業振興施設	日高ふるさと交流センター
文教施設	日高若者交流学習センター
社会施設	多目的研修集会施設厚賀会館、門別ふれあいセンター、コミュニティセンター(千栄、厚賀、庫富)
医療・福祉施設	日高老人福祉センター、日高歯科診療所、とみかわ老人憩いの家、健康増進センター門別温泉とねっこの湯、門別とねっこ館
下水処理施設	配水センター、浄水場(正和、広富) 浄化センター(日高、富川、門別、厚賀)
その他施設	日高クリーンセンター、日高塵芥焼却場、日高火葬場、門別葬斎場

エ 無人施設として、管理運営している施設

レクリエーション・スポーツ施設	スポーツホール(中央、厚賀) 町営球場(日高、富川) 富川多目的グラウンド、テニスコート(日高、富岡、富川) 広富スキー場、パークゴルフ場(門別中央、厚賀森林公園さるがわせせらぎ公園) サッカー場(富川、日高森の広場) 富川スケートリンク、中央冒険広場、
産業振興施設	広富山村研修センター、日高こもれび農園、セカンドハウス村、開拓婦人ホーム(2施設) 勤労者集会所
その他施設	生活館(24施設) 会館(5施設) 母と子の家(富川、門別本町) こもれびホール、公衆便所(2箇所) 公園(9箇所)

公の施設：住民の福祉増進を目的として住民の利用に供する地方公共団体の設置する施設

【今後の方向性】

多くの施設を抱えており、又施設の複合化等様々な課題はありますが、随時職員や嘱託職員の配置を見直し、人件費や施設の維持管理費等の削減に努めます。

- ・小中学校の統廃合と学区の見直し

(3) 指定管理者制度の導入検討

実施項目	指定管理者制度導入の推進				
内容	施設ごとに制度の導入を検討し、住民サービスの向上、経費の削減等が見込まれるものについては、積極的に導入します。				
年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	合併後の導入について検討。	合併後に具体的な検討を実施し、条例制定する。	新規導入の推進		

平成18年度指定管理者制度導入施設（平成18年9月1日実施）

レクリエーション・スポーツ施設	ひだか高原荘、日高町総合交流促進施設、日高沙流川オートキャンプ場
福祉施設	特別養護老人ホーム日高高寿園、日高サービスセンター、生活支援ハウス 日高つつじ荘

平成17～21年度の取組目標

ア 既委託施設（93施設）

今後の指定管理者選定については、施設の設置目的、管理運営の状況、受託団体の設立経緯、社会的役割及びその専門性や組織体制の整備状況等を踏まえ、以下の区分により指定管理者制度の導入を図ります。

- ・ 公共的団体等受託施設
- ・ 地域組織等受託施設
- ・ 引き続き事実上の行為として委託制度により管理する施設
- ・ 直営施設のうち指定管理者制度の導入を検討する施設
- ・ 新規開設施設

（4）福祉施設、医療施設民営化の検討

実施項目	福祉施設民営化の検討				
内 容	旧門別町において、平成16年度において「行政改革推進計画」を策定、実施すべく推進委員会、推進本部、各部会等設置した。その中で各保育所、児童館、老人憩いの家及び老人ホーム等施設ごとに担当課において民営化を検討するプロジェクトチームを設ける。住民サービスの低下を招くことなく、合理化及び歳出の抑制につなげることを目的とする。				
年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	合併後の導入について検討。	合併後の新体制で、具体的な検討を行う。	プロジェクトチームの設立		

実施項目	医療施設民営化の検討				
内 容	前記の福祉施設同様、平成16年度の「行政改革推進計画」の策定の中で、国民健康保険病院、介護老人保健施設の民営化を検討するプロジェクトチームを設置することとなった。それぞれ多額の繰出金を一般会計より支出しているため、抑制を図り財政の健全化につなげたい。				
年 度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	合併後の導入について検討。	合併後の新体制で、具体的な検討を行う。	プロジェクトチームの設立		

(5) 児童福祉施設の統廃合

実施項目	季節保育所の統廃合				
内容	前記同様、旧門別町において、平成16年度に「行政改革推進計画」策定したが、その中で6箇所ある季節保育所（農漁村地域居住の保育に欠ける児童に、季節的に必要な保護を加える施設）に対し助成金を交付していた。入所児童も減少しており、効率的な運営と町補助金の削減を行い財政の健全化につなげることにした。				
年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	合併後の導入について検討。	合併後の新体制で、具体的な検討を行う。 年度中に1箇所廃止することを決定。 残り5箇所の保育所については平成22年度で補助を打ち切りすることで決定。順次廃止あるいは存続するが自治会で運営するか今後協議する。			

(6) 行政の一般事務事業の委託についての取組目標

主な一般事務・管理業務委託状況（平成16年度末）

状況	主な一般事務・管理業務
全部委託	本庁舎夜間警備、し尿処理、一般ごみ収集、水道メーター検診、ホームヘルパー派遣、在宅配食サービス、道路維持補修・清掃等、学校給食（調理・運搬）
一部委託	情報処理、庁内情報システム、公用車運転、本庁舎清掃、
直営	案内・受付、電話交換、ホームページ作成・運営、調査集計、総務関係事務（給与、旅費、福利厚生等）、学校用務員事務、

上記の一般事務・管理業務の内容は、総務省集中改革プラン公表状況調査に基づく。

平成 17 年度～21 年度までの 5 年間の取組目標

公共サービスの提供のあり方について検証し、委託先や委託の形態については公共・公共的団体のみならず NPO 法人あるいは町民ボランティア等を含む民間への委託等の委託形態について検討を進めます。

5. 事務事業等の見直し(再編整理、廃止、統合等)

(1) これまでの成果

下表のとおり、平成 17 年度の旧日高町及び旧門別町における事務事業等の見直しによる行革効果は約 1 億 9 千 7 百万円です。

平成 17 年度事務事業等の見直しによる行革効果

単位:千円

主な事務事業等の見直し項目	行革効果
<p>議会議員・職員等に関するもの</p> <p>議会議員の報酬・期末手当の削減、非常勤特別職の報酬・費用弁償の削減、町長等特別職の給料・期末手当の削減、職員手当（管理職手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・期末勤勉手当）の削減、旅費（日当・宿泊料）の削減、職員住宅料の引き上げ、職員被服貸与の一部廃止、欠員不補充分</p>	103,125 千円
<p>福祉に関するもの</p> <p>敬老会の見直し、各検診負担額の見直し、高齢者入浴券交付事業の見直し、高齢者生活支援費支給事業の見直し、介護保険利用者軽減事業等の見直し、乳幼児医療助成等の見直し、老人医療助成の見直し、保健推進員・民生児童委員協議会交付金の見直し、とねっこの湯クーポン券・定期券販売額の引き上げ</p>	32,054 千円
<p>団体補助金に関するもの</p> <p>各団体への補助金・交付金の廃止・減額</p>	26,383 千円
<p>施設管理に関するもの</p> <p>役場庁舎等保守管理費の削減、公共施設保守管理費の削減、光熱水費の削減、電話・郵便料の削減</p>	12,410 千円
<p>産業振興に関するもの</p> <p>観光事業等補助金の削減、産業振興団体補助金の削減、水産関係補助金の削減</p>	8,012 千円
<p>教育振興に関するもの</p> <p>成人式の見直し、人材育成事業の見直し、私立幼稚園就園奨励補助金の見直し</p>	4,292 千円
<p>住民生活に関するもの</p> <p>リサイクル活動奨励金の見直し、交通災害共済掛金補助等の見直し、ごみ証紙代金の見直し</p>	4,244 千円
<p>その他</p> <p>町有地貸付料の見直し、町例規集台本の廃止、事務経費の削減</p>	6,074 千円
合 計	196,594 千円

(2) 見直しの基本的な考え方

事務事業等の見直しにあたっては、まず行政内部努力を優先に進めます。事業の必要性、効率性、成果、町民の視点などを検証する施策評価、外部評価などの行政評価の仕組みを施策や事業の改善、見直しに活用していきます。また、事務事業の削減計画を策定し、討画的に事務事業を削減していきます。

このようなことから、以下に掲げる事業について、廃止、凍結、削減等事業の見直しを行います。

町単独の継続事業(事務事業効果の低いと思われるもの)

国、道の補助制度に町単独でのサービスを実施している事業

一律に補助、助成、支給している町単独事業

当面、凍結することとしても影響の低い事業

従来政策的な判断により継続してきたもので、社会情勢等の変化により廃止、凍結が必要と思われる事業

(3) 平成 17 年度～21 年度までの取組み

別表事務事業再編整理等のとおり事務事業の見直しを行っていきます。

事務事業等の見直し

取組項目	内 容	集中改革プラン計画期間				
		前 期			後 期	
		17	18	19	20	21
行財政運営システムの見直し	P D C A サイクル()の導入、ホームページの活用、行政手続制度の整備、行政評価システムの導入					
事務・事業の見直し	事務・事業の見直し、全庁共通業務の見直し、使用料・手数料の見直し、事務改善の推進					
民間委託の推進	事務事業の民間委託、指定管理者制度の推進、					
組織機構の見直し	効率的な組織機構の構築					
定員管理及び給与の適正化	職員数の適正化、給与の適正化					
人材育成の推進	人材育成方針の策定、研修計画の策定					
公営企業の見直し	事務・事業の見直し、事務改善の推進					
第 3 セクター及び関与団体の見直し	事務・事業の見直し、事務改善の推進					

「PDCA サイクル」という名称は、サイクルが次の 4 段階からなることから、その頭文字をつなげたものです。

Plan (計画)、Do (実施・実行)、Check (点検・評価)、Act (処置・改善) の 4 段階を順次行って一周したら、最後の Act を次の PDCA サイクルにつなげ、螺旋を描くように一周ごとにサイクルを向上させて、継続的な業務改善をしてゆきます。

6. 行財政改革(財政健全化)の取組み

近年の経済状況の悪化や国の制度の見直しなどにより、町の財政運営が大変厳しくなり、今後、十分な対策を講じなければ収支不足の拡大が想定されたことから、平成 17 年 1 月に行財政改革プログラムを策定し、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間で「重点改革期間」と定め、収支均衡を達成するための様々な取組みとその目標を設定しています。

また、平成 18 年 3 月には、究極の行革ともいわれる合併を成し遂げ、「住民自治を基本とした行政システムの確立」を目指し、町民と共に新しいまちづくりと地域社会の充実を実現するための取組みを明らかにしています。

(1) これまでの行財政改革の実績

行財政改革プログラムで掲げた目標対策額に対する実績の効果額(平成 18 年度は見込額)は以下のとおりです。19 年度以降も予想される収支不足の解消に向け、さらに徹底した行財政改革を進めていきます。

行財政改革プログラムの効果額(計画額と実績額)

上段：計画額 下段：実績額(18 年度は見込み) 単位：百万円

区 分		17	18	19	20	21	計
歳 入	町債残高の抑制 (事業分の通常債発行額)	50	60	80	100	100	390
		50	(55)	-	-	-	(105)
	使用料、手数料等の適正化	13	15	18	20	20	86
		13	(15)	-	-	-	(28)
	町税等の収納率の向上	-	3	13	15	15	46
		-	(3)	-	-	-	(3)
	未利用財産の売却と活用	-	2	5	10	10	27
		-	(2)	-	-	-	(2)
財政調整基金等の繰入れ		230	150	130	100	80	690
		209	(134)	-	-	-	(343)
繰越金		50	80	50	50	-	230
		70	(70)	-	-	-	(140)
計		343	310	296	295	225	1,469
		342	(279)	-	-	-	(621)
歳 出	経常的事業の見直し (当初予算歳出削減対策額)	33	50	60	70	70	283
		30	(48)	-	-	-	(78)
	投資的事業財源の見直し (一般財源ベース)	55	60	70	100	100	385
		50	(60)	-	-	-	(110)
	人件費の抑制	98	152	170	170	200	790
		98	(150)	-	-	-	(248)
	民間委託・移譲の推進	10	12	15	15	15	67
		11	(12)	-	-	-	(23)
補助金・交付金の見直し		34	37	40	40	40	191
		34	(37)	-	-	-	(71)
計		230	311	355	395	425	1,716
		223	(307)	-	-	-	(530)

(2) 今後の行財政改革の取組み

現在の行財政改革プログラムは合併作業中の計画でもあり、町財政を取り巻く環境の変化や計画と実績との乖離が生じていることから、平成 19 年度中に中長期的収支見通しを立て、抜本的な対策を盛

り込んだ新しい行財政改革プログラムを策定する予定です。これに合わせて、行政改革後期実施計画（平成20・21年度）の見直しや、あるいは作成手法として行革実施計画を盛り込んだ新たな行財政改革の計画策定も視野に入れていきます。

今後の取組みや効果額は、平成19年度に策定する新しい行財政改革の計画で明らかにします。

現在進行中の対策については、今後も引き続き取り組む考えであり、その主な取組内容は以下のとおりです。

歳入

ア 町債残高の抑制

新規町債の発行額を元金償還額以下に抑制し、町債残高を減らし、将来の公債費の低減を図ります。

イ 受益者負担の適正化

平成17年1月に公共施設の使用料の見直しを行っておりますが、町民サービスの提供に係る費用と利用者負担の関係を明らかにし、原価計算を基本として見直したものです。

今後も定期的な見直しを図るとともに、国基準や他団体と比較してバランスを欠いているものは均衡を図ります。

ウ 町税等の収納率向上

歳入の柱である税収の確保及び公平性の確保の観点から、早期納税の推進や滞納整理強化などの対策を講じ、収納率の更なる向上を図ります。

エ 未利用財産の売却と活用

行政目的としての活用が見込めない土地について積極的に売却処分を進めるとともに、現在有償貸付を行っている土地についても借地権者と売買による処分の交渉に努めます。

歳出

ア 事務事業等の見直し

事務事業の成果・効果などを点検し、行政評価制度を活用しながら廃止、凍結、削減などの見直しを進めるとともに、行政内部や関係機関との連携による新たな施策の展開を積極的に推進します。

イ 補助金交付事業の見直し

補助金交付基準を見直し、補助金交付の適正化、公平化に努めます。

ウ 投資的事業財源の見直し

投資的経費については、政策的な経費であり、一定水準は確保するものの、国・道補助事業や町単独事業についても重点化を進め、事業費の一般財源の抑制に努めます。

エ 人件費の抑制

計画的な定員管理により職員数を削減するとともに、給与制度の見直しなどにより、人件費を削減します。

7. 地方公営企業関係

地方公営企業については、水道事業会計と病院事業会計を対象として町長部局と同様に今後早急に行財政改革プログラムを策定し、健全な経営に取り組んでいきます。

8. 第3セクター・関与団体の見直し

町が財政的支援等を行っている第3セクター及び関与団体は、町の行政施策と密接に連携し、公益性のあるサービスの提供主体として、あるいは町行政を補完するものとして重要な役割を担っています。

しかし、社会経済情勢の変化によって、行財政を取り巻く環境が一段と厳しさを増し、歳出削減等の取組みを断行していく中では、それら関与団体の効率的運営や効果的活用を図る必要があり、団体の運営状況を点検評価し、町の関与のあり方について抜本的な見直しを図っていきます。

集中改革プランの推進体制

1. 推進体制

集中改革プランの推進については、行政改革の推進体制の中で取り組んでいきます。

2. 進捗状況の公表

進捗状況について、定期的に町ホームページや町広報紙等において町民に公表します。